

全国健康保険協会業績評価シート

(令和4年度)

3. 船員保険

令和5年9月19日



全国健康保険協会

船員保険

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 正確かつ迅速な業務の実施	2
② 適正な保険給付の確保	4
③ 効果的なレセプト点検の推進	6
④ 返納金債権の発生防止の取組の強化	9
⑤ 債権回収業務の推進	12
⑥ 制度の利用促進	15
⑦ 福祉事業の効果的な実施	19
⑧ サービス向上のための取組	21
⑨ 健全な財政運営の確保	23

(2) 戦略的保険者機能関係

① 特定健康診査等の推進	28
② 特定保健指導の実施率の向上	32
③ 加入者の健康意識向上に対する支援	36
④ 加入者の禁煙に対する支援	38
⑤ 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	40
⑥ 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	44
⑦ ジェネリック医薬品の使用促進	49
⑧ 情報提供・広報の充実	53
⑨ 調査・研究の推進	57

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 正確かつ迅速な業務の実施

事業計画

- サービススタンダード(職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。(情報取得から送付までの平均日数:3営業日以内)
- 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【困難度:高】

【困難度の理由】

- 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、サービススタンダード対象給付の支給決定件数は、2021(令和3)年度比128.1%と増加している(7395件→9478件)。支給決定件数の増加に対し職員数には限りがある中で、サービススタンダード達成のために、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。
- 以上のことより、サービススタンダードの達成状況100%の目標を達成することは、困難度が高い。

【自己評価の理由】

- サービススタンダード及び保険証の交付の状況については、1項目を達成した。
 - ・サービススタンダードの達成状況：100%(達成)
 - ・保険証の3営業日以内の発行：99.7%(未達成)
- 給付の申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人への照会や船員保険部の審査医師に対する相談などを行い、職務外の事由による傷病手当金等の給付を正確かつ迅速に実施し、**新型コロナウイルス感染症拡大により、傷病手当金の申請件数が増加する中で、サービススタンダードの達成率を100%達成した。**
加えて、厚生労働省からのデータ提供を基に、職務上の事由による休業手当金の給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施した。
- 2022(令和4)年9月26日及び27日の2日間、システム機器の一部故障等の影響を受けたことにより保険証発行を行うことができなかった。また、保険証の発行に当たっては、事務処理誤りを防止する観点から、一連の作業手順を守り確実に発行したこともあり、一部の保険証が4営業日目での発送となった。なお、一部の発行が遅れた保険証については、**速達で発送することにより、加入者への影響を最小限に留めた。**(平均所要日数:2022年度 2.01日(2021年度 2.00日))
- 以上より、困難度を高く設定した目標について、**①サービススタンダードに係る申請書の申請件数が増加している中で100%達成し、②保険証の3営業日以内の交付についても99.7%と未達成ではあったものの加入者への影響を最小限に留め、③その他事業計画に記載の事項についても着実に実施したこと**から、**正確かつ迅速な業務の実施について目標水準は満たしているとして、自己評価は「B」とする。**

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P16)

i) サービススタンダードの達成(事業報告書 P16)

- 職務外給付のサービススタンダードの年度を通じた達成率は100%
- 保険証発行のサービススタンダードは発行までの期間を3営業日以内としており、年度を通じた達成率は99.7%

ii) 現金給付に関する適切な審査の実施(事業報告書 P16)

- 2022年度の審査総件数14,841件※のうち、審査決定にあたり医学的見解を確認するため審査医師に意見を求めた件数は56件でした。そのうち、支給要件を満たしていないと判断した件数は9件でした。 ※柔道整復施術療養費を除きます。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

② 適正な保険給付の確保

事業計画

○ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

○ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。

【KPI】

○ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請の割合について、1.8%以下とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

○ 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。

施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請の割合について1.8%以下とする

○ 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請の割合 1.71%(対計画値105.0%)

○ 3部位10日以上 of 多部位、頻回受診者に対する患者照会に加え、柔道整復施術療養費審査委員会での指摘や縦覧点検により疑義が疑われる患者についても照会文書を発送した。また、3部位割合及び施術日数平均が特に高い施術所に対しては、施術録写しの提出を求める取組を新たに行った。

○ **以上、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。**

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P16～)

i) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化(事業報告書 P16)

照会件数	回答件数 (2023年3月末時点)	回答率	申請件数	支払総額
825件	410件	約49.7%	27,968件	約107百万円

- 柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配付する等、分かりやすい広報を行い適正受診の促進に努めるとともに、多部位かつ頻回の施術が行われている施術所に対しても注意喚起を促す文書を送付しました。
- 取組の結果、柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請割合は、2021(令和3)年度を0.1%ポイント下回る1.71%となり、KPI(1.8%以下)を達成しました。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査(事業報告書 P17)

- 適用(制度への加入や報酬等)に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、2022年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 効果的なレセプト点検の推進

事業計画

- レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
- 社会保険診療報酬支払基金の「業務効率化等・高度化計画」の状況を踏まえ、レセプトの分析を通じて今後のレセプト点検委託のあり方を検討する。

【KPI】

- 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を145円以上とする

(※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和3年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : A

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 支払基金によるコンピューターチェックの拡大とチェックルールの公開などの取組により、適正なレセプトの割合が増えている。このような中で効果額のKPIを前年度より高く設定しているため、高い水準であり困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。

被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を145円以上とする

- 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 176.3円 (対計画値121.6%)

- 資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を1,240件実施した結果、**加入者1人当たりの資格点検効果額は、2,257円(対前年度比207円減)となった。**

- 外傷点検については、対象者への負傷原因の照会を1,131件実施した結果、加入者1人当たりの外傷点検効果額が399円(対前年度比172円増)と向上した。
- 内容点検については外部委託により実施し、点検にあたって外部事業者と協議を行い、両者が合意した査定額を目標として設定したうえで計画的に点検を行うよう取組を行った。また、目標を達成しなかった月については状況をヒアリングし、査定額が向上するよう点検方法を工夫した。
- 以上、このような取組により、船員保険部による内容点検査定額は約1,500万円となり、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額は約1,000万円となった。**査定率は0.082%(2021年度より0.021%増)となり、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は176.3円とKPI(145円以上)を上回る成果が得られたため、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「A」とする。**

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P17～18)

- 2022(令和4)年度についても外部事業者が査定額(※1)向上に積極的に取り組むよう査定率(※2)に応じた委託費を支払う契約としました。また、点検に当たっては外部事業者と協議を行い、両者が合意した査定額を目標額として設定し、計画的に点検を行うよう取組を行いました。目標を達成しなかった月については外部事業者へ状況をヒアリングし、査定額が向上するよう点検方法を工夫しました。

※1:査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金での査定が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含みません。

※2:査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出しています。

- 取組の結果、船員保険部による内容点検査定額は、2022年度は2021(令和3)年度を約300万円上回る約1,500万円、査定率は0.082%(2021年度より0.021%ポイント増)、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は176.3円(2021年度は144.7円)とKPI(145円以上)を大きく上回りました。

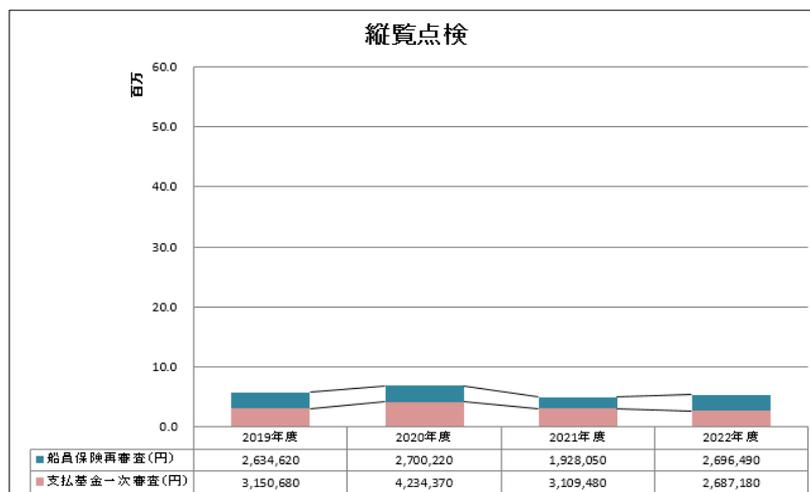
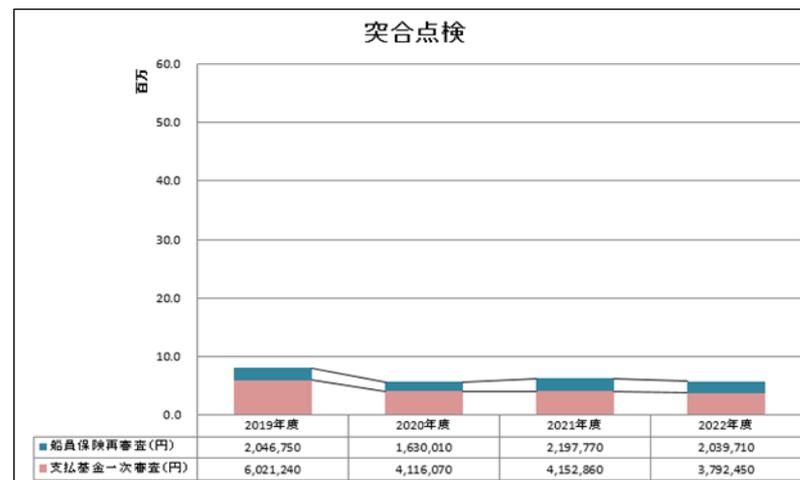
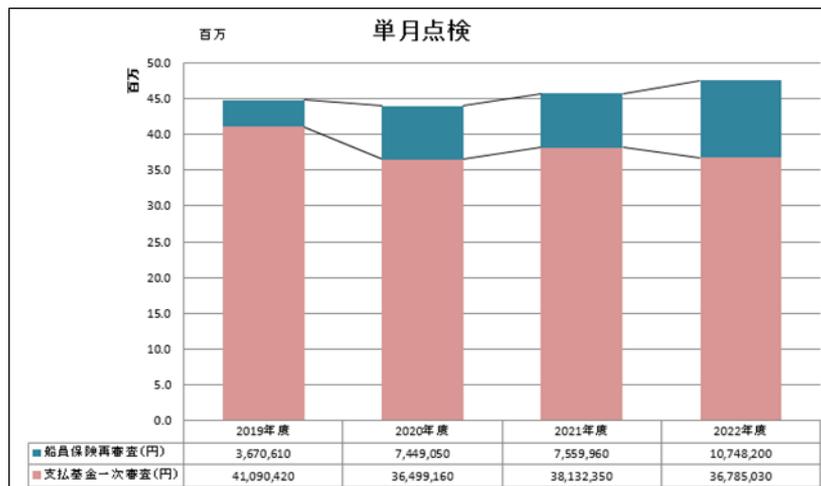
〈加入者全体の内容点検査定額(医療費ベース)〉

【単位:百万円】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2021年度比
加入者全体の内容点検査定額	12	8	12	12	15	3
診療報酬請求金額	19,127	19,460	18,363	19,020	18,890	▲130
請求金額に対する査定額割合	0.064%	0.043%	0.064%	0.061%	0.082%	0.21%

※ 端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P18)



3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

【KPI】

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 90.3%)
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする(KPI: 0.100%)
- ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率(調査対象者ベース)について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 93.1%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 船舶所有者が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、船舶所有者の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。被扶養者資格の再確認について、乗船中一定期間は陸上を離れてしまう中行うため、また、引き続き被扶養者に該当する場合は収入証明等の確認書類の提出を求めるため、回収が難しくなることが見込まれ、困難度が高い。

- 船員保険の債権総額は大きくなく、年度内の高額債権の発生の多寡がKPIに大きな影響を及ぼしてしまうことがある。

【自己評価の理由】

- 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:90.3%)
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする(KPI:0.100%)
- ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率(調査対象者ベース)について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:93.1%)

- 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

- ① 保険証回収率 89.0%(対計画値98.6%)
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金割合 0.144%(対計画値 56.0%)
- ③ 被扶養者資格の確認書の提出率 93.5%(対計画値 100.4%)

- 以上より、達成状況を判定基準に照らし合わせると、①保険証回収率については「C」、②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金割合については「D」、③被扶養者資格の確認書の提出率については「B」となるが、困難度が「高」と設定されていることから、それぞれ評定を一段階引き上げ、①保険証回収率は「B」②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金割合は「C」、③被扶養者資格の確認書の提出率については「A」を自己評価とし、債権の発生防止の取組の強化の自己評価は「B」とする。

- なお、医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金割合については、対計画値56.0%であったが、2022年度は2021年度と比較して、100万円を超える高額債権が3件(7,776,554円)多く発生したため、KPIの達成は困難であった。

〈資格喪失後受診に伴う債権の状況〉

	2022	2021	2020	2019
喪失後受診調定額 (①)	26,887,526	18,994,294	21,637,381	16,203,751
喪失後受診調定件数 (②)	808	739	771	868
100万円以上の高額債権 (調定額)	11,933,513	4,156,959	5,646,773	2,461,336
100万円以上の高額債権 (調定件数)	6	3	3	1
1件当たり喪失後受診調定額 (①/②)	33,277	25,703	28,064	18,668

	2022	2021	2020	2019
医療給付費総額	18,695,581,632	18,941,604,732	16,830,093,275	19,368,503,994

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P19～20)

i) 保険証回収の強化(事業報告書 P19)

- 無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際は保険証を返却されていない方に対して、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、保険証の回収が遅い傾向のある23の船舶所有者に対して、文書でも保険証の早期回収についての依頼を行いました。
- このような取組を行いましたが、2022(令和4)年度中に資格喪失した方の資格喪失後1か月以内の保険証回収率は89.0%と、KPI(同回収率90.3%以上)を達成できませんでした。
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は、2021(令和3)年度を0.044%ポイント上回り0.144%となり、KPI(同割合0.100%以下)は達成できませんでした。

ii) 被扶養者資格の再確認(事業報告書 P19～20)

- 被扶養者の資格喪失の届出が提出されていない場合、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるため、968の船舶所有者に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。
- マイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認の上、対象者の絞り込みを行い、収入が認定要件を超えている又は被保険者と別居していると思われる方、合計1,702人を対象としました。
- 船舶所有者あてに送付する再確認対象者のリスト及びパンフレットについては、対象者の確認内容及び確認方法を明確化し、船舶所有者の事務負担を軽減することで提出促進を図りました。これにより、電話による問い合わせも、前年の半数以下に減少しました。
- 提出期限を経過しても確認書の提出がない船舶所有者に対して、文書による提出勧奨及び文書送付直後の電話による提出勧奨を徹底し、前年度まで未提出であった船舶所有者からも提出を受けることができ、提出率は93.5%とKPI(船舶所有者からの確認書の提出率の過去3年度の平均値93.1%以上)を達成しました。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ 債権回収業務の推進

事業計画

- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

【KPI】

- ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 83.7%)
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 10.3%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 令和3年10月から、これまで保険者間調整※1 により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2 の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、回収率を前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とすることは、困難度が高い。

※1 債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、債務者が金銭の負担をすることなく、資格喪失後受診に係る返納金債権を返納(弁済)する仕組み。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを新資格(資格を有する保険者)に、振替える仕組み。

- 船員保険の債権総額は大きくないため、高額債権の回収の有無が回収率に大きな影響を及ぼしてしまう。また、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうため、催告が速やかな納付につながりづらい状況がある。

【自己評価の理由】

○ 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。

- ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 83.7%)
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 10.3%)

○ 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

- ① 現年度返納金債権回収率 67.5%(対計画値80.6%)
- ② 過年度返納金債権回収率 16.0%(対計画値155.3%)

○ 以上より、達成状況を判断基準に照らし合わせると、①現年度の返納金債権の回収率は「C」、②過年度の返納金債権の回収率は「A」となるが、**①現年度の返納金債権の回収率については、困難度が「高」と設定されていること、また、1名の債務者で1,000万円を超える債権が発生する特殊なケースが生じていることを踏まえ、評定を一段階引き上げて自己評価を「B」とし、債権回収業務の推進の自己評価は「B」とする。**

○ なお、返納金債権回収率の向上を図るため、以下の取組を実施している。

- ・ 発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を債権発生から半年以内に複数回実施した。また、催告後も納付が確認できない債権額5万円以上の債務者に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行うこととしており、2022年度は4名の債務者(4件588,399円)に対して支払督促を実施した。
- ・ 過年度返納金の催告について、年2回から月次サイクルへ変更することにより、債務者への対応を丁寧に行った。加えて、封筒の大きさを变えることで開封を促し、回収率向上に努めた。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P20)

- 発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を債権発生から半年以内に複数回実施しました。また、催告後も納付が確認できない債権額5万円以上の債務者に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行うこととしており、2022(令和4)年度は4名の債務者(4件588,399円)に対して支払督促を実施しました。
- しかしながら、現年度の返納金債権の回収率は67.5%となり、KPI(①現年度の返納金債権回収率の過去3年度の平均実績(83.7%)以上)を達成できませんでした。これは、2021(令和3)年度よりも高額債権の発生が多く一部が年度内に完納できなかったこと等によるものですが、特に、1名の債務者で1,000万円を超える債権が発生する特殊なケースが生じ、大きく影響しました。
- 一方で、過年度の返納金債権の回収率は16.0%となり、KPI(②過年度の返納金債権回収率の過去3年度の平均実績(10.3%)以上)を達成することができました。

〈返納金債権に関する実績〉

		2019年度末		2020年度末		2021年度末		2022年度末	
		金額	回収率 ^{※5}						
現年度	調定額	97	87.3%	68	83.4%	75	80.3%	104	67.5%
	[○] 回収額等	85		56		60		70	
	[○] 回収額	85		56		60		70	
	[△] 欠損額 ^{※3}	0		0		0		0	
	[△] 残額	12		11		15		34	
過年度 ^{※1}	調定額	80	9.2%	85	12.8%	77	9.0%	75	16.0%
	[○] 回収額等	7		19		15		13	
	[○] 回収額	7		10		6		12	
	[△] 欠損額 ^{※3}	0		9		9		2	
	[△] 残額	72		66		62		62	
承継 ^{※2}	調定額	59	1.7%	58	2.1%	50	1.8%	50	1.8%
	[○] 回収額等	1		7		1		1	
	[○] 回収額	1		1		1		1	
	[△] 欠損額 ^{※3}	0		6		0		0	
	[△] 残額	58		50		50		49	
計	調定額	236	/	210	/	202	/	229	/
	[○] 回収額等	93		82		76		85	
	[○] 回収額 ^{※4}	93		67		67		83	
	[△] 欠損額 ^{※3}	0		15		9		2	
	[△] 残額	142		128		126		144	

※1 「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに回収されず、債権残が当年度に繰り越された債権です。

※2 「承継」は、2010(平成22)年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です。

※3 「欠損額」は、債務者の破産や不存在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です。

※4 回収額のうち保険者間調整による回収額は、2019(令和元)年度が約2百万円、2020年度が約6百万円、2021年度が約4百万円、2022年度が約20万円で。

※5 回収率は、回収額÷(調定額-欠損額)により算出しています。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 制度の利用促進

事業計画

- 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- 限度額適用認定証について、オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、船舶所有者等へチラシやリーフレットによる広報、並びに医療機関に申請書を配置するなど、引き続き利用促進を図る。
- 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。

【KPI】

- ① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合(件数ベース)を85%以上とする
- ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 75.8%)
- ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 83.3%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : C

【自己評価の理由】

○ 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。

- ① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合(件数ベース)を85%以上とする
- ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 75.8%)
- ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 83.3%)

○ 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ① 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 | 83.2%(対計画値 97.9%) |
| ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合 | 81.5%(対計画値 107.5%) |
| ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合 | 84.2%(対計画値 101.1%) |

○ 以上より、達成状況を判断基準に照らし合わせ、自己評価は「C」とする。

○ なお、制度の利用を促進するため、以下の取組を実施している。

- ・高額療養費が未申請の方に対し、1,461件の申請勧奨を行ったほか、新たな取組として、ターンアラウンド通知後に申請がない被保険者に対して再度文書による提出勧奨を行った。
- ・ホームページやメールマガジンによる広報を行ったほか、申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口に設置していただくなど、限度額適用認定証の利用を促進した。
- ・厚生労働省からのデータの提供を基に実施する休業手当金等の申請勧奨に係る新たな取組として、休業手当金の対象者が在職中の場合、船舶所有者を通じた申請勧奨を実施した。
- ・下船後の療養補償に関する適正利用の促進を図るため記載例を改善した。また、療養補償証明書が未提出の場合、被保険者や船舶所有者への督促や医療機関等への提出確認を行った。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P20～25)

i) 高額療養費の申請勧奨(事業報告書 P20～21)

- 船員保険部では、申請漏れを防止するため、必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付する取組(ターンアラウンド通知)を行っています。
- 2022(令和4)年度は、合計で1,461件送付したほか、新たな取組として、ターンアラウンド通知後に申請がない被保険者に対して再度文書による提出勧奨を行いました。
- このような取組の結果、2023(令和5)年3月末時点で1,190件の提出があり、提出率は2021(令和3)年度より5.7%ポイント高い81.5%となりKPI(高額療養費の勧奨に占める申請割合75.8%以上)を達成しました。

ii) 限度額適用認定証の使用促進(事業報告書 P21～22)

- 限度額適用認定証の利用を促進するため、ホームページやメールマガジンによる広報を行ったほか、関係団体の機関誌等に制度案内のチラシを掲載していただきました。
- 限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口に設置していただく取組については、2021年度より10医療機関増えて116医療機関の窓口に設置していただいています(2023年3月末時点)。
- 限度額適用認定証の使用割合については、2021年度を1.8%ポイント上回る83.2%となりましたが、KPI(高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合85%以上)は達成できませんでした。

iii) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨(事業報告書 P23～24)

- 厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。
- 船員保険の上乗せ給付のうち休業手当金は、制度が複雑なため、本人宛に申請勧奨を行うと、申請書が提出されない場合もあることから、2022年11月からは在職中の場合に限り船舶所有者を通じて申請勧奨を行いました。
- 2022年度に申請勧奨を行った休業手当金211件のうち、2023年3月末時点で164件の申請があり、申請割合は2021年度を5.2%ポイント上回る77.7%でした。
- 職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2021年度を0.9%ポイント上回る84.2%となり、KPI(職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合83.3%以上)を達成しました。

iv) 下船後の療養補償に関する周知(事業報告書 P24～25)

- 療養補償証明書の様式の更新時には、「療養補償証明書利用の流れ」にイラスト等を追加し、記載例をカラー化し見やすくする工夫を行うことにより、適正利用への理解促進を図りました。

- 船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への督促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っています。2022年度は被保険者に734件の督促、船舶所有者に585件の確認、医療機関等に363件の確認を行いました。

〈上乗せ給付等の申請勧奨実績〉（事業報告書 P23）

【単位：件】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
休業手当金	266	238	215	171	211
障害年金等	98	105	99	89	86
遺族年金等	3	9	12	9	8
休業特別支給金	317	307	355	350	414
障害特別支給金	22	26	39	38	49
遺族特別支給金	4	4	14	6	4
経過的特別支給金（障害）	29	44	46	37	27
経過的特別支給金（遺族）	9	5	16	5	3

〈特別支給金の内訳〉（事業報告書 P23）

【単位：件】

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
休業特別支給金	件数	526	478	586	540	571
	金額	56	64	92	89	63
障害特別支給金	件数	105	111	133	150	175
	金額	22	35	44	27	37
遺族特別支給金	件数	250	261	286	302	324
	金額	18	18	24	20	20
経過的特別支給金（障害）	件数	24	42	42	33	25
	金額	20	22	39	17	12
経過的特別支給金（遺族）	件数	10	4	15	6	3
	金額	26	12	24	14	7

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合等、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間に於いて特別給与（賞与等）が支給されていない等、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦ 福祉事業の効果的な実施

事業計画

- 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。
- 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【重要度: 高】

【重要度の理由】

- 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。

【自己評価の理由】

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構(横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院)に委託して実施しており、船員の安全・安心の拠り所となる重要な事業であることから、積極的に広報を行った。また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して、円滑かつ着実に実施した。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、インターネットで利用手続きが完了できることを広報したこともあり、利用数は増加傾向で推移した。

- 以上より、①無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施し、②旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について着実な進展がみられることから、福祉事業の効果的な実施について目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P25～26)

i) 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

- 適切な助言を行うためには事業に携わる医師等に海上労働の特殊性について理解を深めていただくことが重要であり、海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を委託先2病院に提供し、院内の研修等で医師等に配付いただいています。
- 洋上救急医療援護事業については、引き続き公益社団法人日本水難救済会に委託し、着実に実施しました。

ii) 保養事業の利用促進

- 2022(令和4)年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことにより、2021(令和3)年度と比べ利用者の減少傾向が鈍化し、入浴利用数は増加しています。
- 2023(令和5)年3月末日で船員保険三崎保養所が廃止されることに伴い、2023年度からの代替契約施設を選定しました。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助については、2020(令和2)年度に契約したインターネットのみで手続きが行える旅行代理店の利用が伸びており、利用者数は増加傾向で推移しました。

〈福祉事業の実績〉

		2020年度	2021年度	2022年度	前年度比	
無線医療助言事業(助言数)		727	599	558	▲41	
	横濱保土ヶ谷中央病院	355	324	198	▲126	
	東京高輪病院	372	275	360	85	
洋上救急医療援護事業						
	出動件数	15	9	12	3	
保養事業	保養施設利用補助	利用宿泊数	10,776	10,046	9,916	▲130
		入浴利用数	12,184	12,384	12,805	421
	契約保養施設利用補助	利用者数	1,865	1,806	1,666	▲140
		旅行代理店を活用した保養施設利用補助	利用者数	425	886	1,297
	利用宿泊数	559	1,183	1,749	566	

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧ サービス向上のための取組

事業計画

- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。

【KPI】

- お客様満足度(点数ベース)について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 4.47点)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。
お客様満足度(点数ベース)について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 4.47点)
- 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。
お客様満足度(点数ベース) 4.55点(対計画値101.8%)
- 以上、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P26～27)

- 疾病任意継続に加入した方、傷病手当金の支給を受けた方、高額療養費の支給を受けた方、限度額適用認定証の交付を受けた方、旅行代理店を活用した保養施設利用補助を受けた方を対象として、お客様満足度調査を実施しました。

〈お客様満足度調査の結果〉

	2021年度	2022年度
①疾病任意継続に加入した方	4.24点	4.51点
②傷病手当金の支給を受けた方	4.53点	4.51点
③高額療養費の支給を受けた方	4.43点	4.45点
④限度額適用認定証の交付を受けた方	4.64点	4.76点
⑤旅行代理店を活用した保養施設利用補助を受けた方	4.25点	4.37点

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0(不満)～5(満足)までの6肢から選択した点数の平均値です。

※2 回収率は約27.4%(送付数4,368人、回答数1,198人)でした。

- 2021(令和3)年度と比較して満足度が最も上昇したのは、疾病任意継続に加入した方の満足度で、0.27点上昇しました。資格取得申出書の提出時に強制加入時の資格喪失日が確認できる書類を添付していただくことにより、早期に保険証を発行出来ることの広報を推進したことで、申請者の手元に保険証が届くまでの期間の短縮に繋がり、結果として満足度の上昇に寄与したものと考えられます。
- 傷病手当金の支給を受けた方の満足度は、2021年度と比較して0.02点低下しました。満足でなかった理由を確認すると「もっと早く振り込みをしてほしい」という「完了までの期間」に対する回答が多くを占めていたため、引き続き早期審査に努めるとともに、船舶所有者の事務担当者向けの説明会では、被保険者から申請書類を受け取った際には速やかに提出していただくようお伝えしました。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 健全な財政運営の確保

事業計画

- 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【重要度: 高】

【重要度の理由】

- 船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【自己評価の理由】

- 2028(令和10)年度までの黒字基調の中期的収支において、被保険者数や標準報酬月額の今後の動向に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による経済影響を考慮した試算を作成し、船員保険協議会でご議論いただき保険料率を設定した。
- 船員保険の決算状況等については、「船員保険通信」に掲載し、すべての被保険者及び船舶所有者に対して送付することによって情報提供するとともに、ホームページ上で情報発信した。
- 以上より、2022(令和4)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により今後の船員保険財政の見通しが不透明な状況である中、船員保険協議会の場で複数の試算を提出した上で議論し、将来に向かって安定した財政運営を図る観点から保険料率を決定したこと、すべての被保険者及び船舶所有者が手にする「船員保険通信」により財政状況等に関する情報発信を行ったことから、健全な財政運営の確保について目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P27～34)

○ 被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向のほか、中期的収支見通しについては従来型の試算と新型コロナウイルス感染症の拡大防止による経済影響を考慮した試算を作成し提出しました。

1) 疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について

- いずれの試算においても、保険料収入の伸びの鈍化と高齢者医療にかかる拠出金の増加により、単年度の黒字額は中長期的には年々縮小する見通しとなります。
- さらには医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等による医療費の増加によっても支出が増加する可能性があります。
- 中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2023年度の保険料率は10.10%(据え置き)に設定することとしました。

(単位:百万円)

区 分		2024年度 (令和6年度)	2025 (7)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)
取 入	保 險 料 収 入	31,781	32,040	32,353	32,365	32,426
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	63	63	63	63	63
	準 備 金 戻 入	642	320	0	0	0
計		35,425	35,363	35,356	35,368	35,430
支 出	保 險 給 付 費	21,391	21,256	21,118	21,022	20,918
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,201	2,171	2,258	2,365	2,505
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,103	8,460	8,651	8,905	9,042
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,028	1,027	1,026	1,025	1,023
計		32,723	32,914	33,053	33,316	33,488
単 年 度 取 支 差		2,702	2,450	2,303	2,052	1,942
準 備 金 残 高		49,556	51,686	53,989	56,041	57,983
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		881	561	561	561	561

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	55,000人 ▲ 1.1%	54,500人 ▲ 1.0%	54,000人 ▲ 0.8%	53,600人 ▲ 0.8%	53,300人 ▲ 0.6%
加 入 者 数 (対前年伸び率)	109,000人 ▲ 1.6%	107,600人 ▲ 1.2%	106,300人 ▲ 1.2%	105,300人 ▲ 0.9%	104,300人 ▲ 1.0%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	440,000円 0.8%	443,000円 0.8%	447,000円 0.8%	450,000円 0.8%	454,000円 0.8%
汽 船 (対前年伸び率)	458,000円 0.9%	462,000円 0.9%	467,000円 0.9%	471,000円 0.9%	475,000円 0.9%
漁 船 (対前年伸び率)	398,000円 0.0%	398,000円 0.0%	398,000円 0.0%	398,000円 0.0%	398,000円 0.0%
加 入 者 1 人 当 り 医 療 給 付 費 (対前年伸び率)	168,000円 0.9%	169,000円 0.5%	170,000円 0.4%	171,000円 0.4%	171,000円 0.4%

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P27~34)

[平均標準報酬月額を厳しく見た試算]

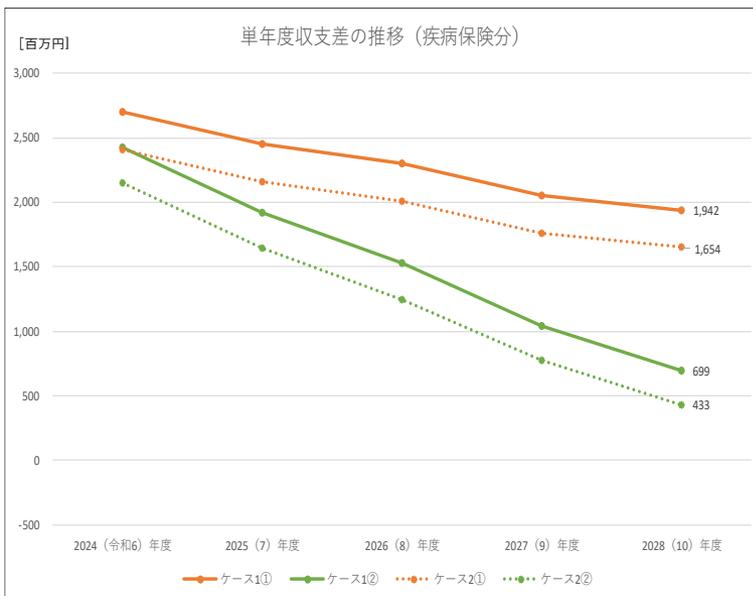
(単位:百万円)

区 分		2024年度 (令和6年度)	2025 (7)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)
収 入	保 険 料 収 入	31,393	31,271	31,204	30,851	30,554
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	62	62	61	61	60
	準 備 金 戻 入	634	312	0	0	0
	計	35,029	34,585	34,205	33,852	33,555
支 出	保 険 給 付 費	21,362	21,199	21,032	20,909	20,779
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,201	2,171	2,258	2,365	2,505
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,009	8,267	8,360	8,511	8,548
	退 職 者 給 付 抛 出 金 他	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,028	1,027	1,026	1,024	1,023
	計	32,600	32,663	32,676	32,809	32,855
単 年 度 収 支 差		2,429	1,922	1,529	1,043	699
準 備 金 残 高		49,291	50,901	52,430	53,473	54,173
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		889	577	577	577	577

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

平均標準報酬月額 (対前年伸び率)	434,000円 ▲ 0.5%	432,000円 ▲ 0.4%	431,000円 ▲ 0.4%	429,000円 ▲ 0.4%	427,000円 ▲ 0.4%
汽船 (対前年伸び率)	454,000円 0.0%	454,000円 0.0%	454,000円 0.0%	454,000円 0.0%	454,000円 0.0%
漁船 (対前年伸び率)	388,000円 ▲ 2.6%	378,000円 ▲ 2.6%	368,000円 ▲ 2.6%	358,000円 ▲ 2.6%	349,000円 ▲ 2.6%



- ケース 1 (①) 過去の傾向が今後も続く想定し、過去5年間の実績を基に推計したもの。
 ケース 1 (②) 過去の傾向が2023年度は続く想定し、過去5年間の実績を基に推計するも、不透明な経済状況等を考慮して中期的(2024~2028年)には厳しめに推計したもの。
 ケース 2 (①) 新型コロナウイルス感染症による経済影響を考慮し2023年度は厳しめに推計するも、中期的(2024~2028年)には経済状況が改善すると想定して過去5年の実績を基に推計したもの。
 ケース 2 (②) 新型コロナウイルス感染症の経済影響を考慮し、中期的に厳しめに推計したもの。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P27～34)

2) 災害保健福祉保険部門の財政収支及び災害保健福祉保険料率について

○ 現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、2022年度以降、単年度収支は赤字が見込まれているが、一定の準備金を保有していることから、2023年度の保険料率は、現行と同率の1.05%としました。

(単位:百万円)

区 分		2024年度 (令和6年度)	2025 (7)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)
収 入	保 険 料 収 入	3,372	3,378	3,387	3,399	3,411
	国 庫 補 助 等	10	10	10	10	10
	福祉医療機構国庫納付金等	54	48	44	39	35
	雑 収 入 等	3	3	3	3	4
	計	3,439	3,440	3,444	3,452	3,460
支 出	保 険 給 付 費	1,519	1,511	1,505	1,501	1,497
	そ の 他	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201
	計	4,721	4,713	4,707	4,702	4,699
単 年 度 収 支 差		▲ 1,282	▲ 1,272	▲ 1,263	▲ 1,250	▲ 1,239
準 備 金 残 高		15,935	14,662	13,400	12,149	10,911

(注1) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

(注2) 船員保険システム刷新の費用が別途中長期的に発生する見込みである。

(基礎係数)

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	57,000人 ▲ 0.8%	56,800人 ▲ 0.3%	56,600人 ▲ 0.4%	56,500人 ▲ 0.1%	56,300人 ▲ 0.3%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	437,000円 0.7%	440,000円 0.7%	443,000円 0.7%	446,000円 0.7%	450,000円 0.7%

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P33～34)

3) 介護保険料率について

- 介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより算出する仕組みとなっています。その結果、2023年度の介護保険料率は1.69%（2022年度より0.15%ポイント増加）に決定しました。

		R3(2021)年度 (決算)	R4(2022)年度 (R4年12月時点での見直し)	R5(2023)年度 (R4年12月時点での見込み)	備考
取 入	保 険 料 収 入	3,436	2,738	2,980	●介護保険料率:1.69% [R5年度 基礎係数] 被保険者数 26,817人(▲1.9%) 平均標準報酬月額 493,632円(+1.1%) ※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比
	取 回 庫 補 助 等 そ の 他	-	-	-	
	計	3,436	2,738	2,980	
支 出	介 護 納 付 金	3,046	2,992	2,981	(参考)介護保険料率の推移 (単位:%)
	雑 支 出	-	-	-	
計		3,046	2,992	2,981	
単 年 度 収 支 差		390	▲ 253	▲ 2	
準 備 金 残 高		259	6	4	

年度	R02 (2018)	R03 (2019)	R04 (2020)	R05 (2021)	R06 (2022)	R07 (2023)	R08 (2024)	R09 (2025)	R10 (2026)	R11 (2027)	R12 (2028)		
料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61	1.77	1.92	1.54

(注) 繰越整理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① 特定健康診査等の推進

事業計画

- 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、船員手帳の健康証明ができる健診実施機関の拡充に向けた取組を実施する。
- 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。
- 生活習慣病予防健診のオプション健診のうち、乳がん検診と子宮頸がん検診の自己負担を無料とする。
- 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。

【KPI】

- ① 生活習慣病予防健診受診率を48.0%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を32.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を32.0%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【重要度:高】

【重要度の理由】

- 船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

【困難度の理由】

- 船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くにはないケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。
- また、船員手帳健康証明書は、事業主の健康管理(健診結果の保管)が法律で義務付けされておらず、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき船舶所有者に健診結果の提供を求めることが難しい。加えて、「新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、有効期間が経過した健康証明について、当面の間、有効なものと同等に扱う暫定的な取り扱いが継続された」ことから受診者が減少したことも考えられ、目標を達成することは困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。
 - ① 生活習慣病予防健診受診率を48.0%以上とする
 - ② 船員手帳健康証明書データ取得率を32.0%以上とする
 - ③ 被扶養者の特定健診受診率を32.0%以上とする

※ 加入者全体(①~③)の目標値は62.0%
- 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

①生活習慣病予防健診受診率	46.4%(対計画値96.7%)
②船員手帳健康証明書データ取得率	17.9%(対計画値55.9%)
③被扶養者特定健診受診率	28.9%(対計画値90.3%)

※ 加入者全体(①~③)の実施率は52.0%

- 国土交通省の令和2年3月31日付事務連絡による「新型コロナウイルス感染症にかかる健康証明書の有効期間に係る特例的な取り扱い」の運用が令和5年2月28日まで継続する中、被保険者と被扶養者を合算した2022年度の加入者全体の実施率(第三期特定健康診査等実施計画に基づく)が52.0%となり、対計画値83.9%であるため困難度も加味し、**特定健康診査等の推進の自己評価は「B」とする。**

- なお、特定健康診査等の推進を図るため、以下の取組を実施している。

- ・ 被保険者の乗船スケジュールに合わせて、港での巡回健診を追加した。(巡回健診実施数 347回(対前年度比16回増))

- ・ 船員手帳健康証明書データの取得について、船員が健康証明書の画像をスマートフォンでアップロードできる仕組みを構築した。また、国土交通省と連携し、健康証明書の提供依頼及び令和5年4月施行の改正船員法施行規則等による船舶所有者の健診結果の保存義務について掲載したポスターを作成し、船舶へ配布を行うことで、健康証明書データ取得率の向上等に努めた。
- ・ 生活習慣病予防健診のオプション健診の乳がん検診、子宮頸がん検診の費用を全額補助することにより、被扶養者の生活習慣病予防健診受診率とがん検診受診率の向上につなげることができた。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P38～42)

i) 受診勧奨及び健診実施機関の拡充に向けた働きかけ(事業報告書 P38)

- 年度当初から生活習慣病予防健診を受診できるよう、2021(令和3)年度末に受診券と健診案内パンフレットを送付しました(送付数:被保険者38,242人・その被扶養者18,353人、疾病任意継続被保険者2,483人・その被扶養者1,472人、合計60,550人)。
- 2022年6月からは、受診券を紛失した場合の再交付についてオンラインで申請できるよう整備し、加入者の利便性の向上を図りました。
- 健診未受診者に対しては、2022年11月に受診勧奨を行いました。(送付数:被保険者25,790人、被扶養者14,687人、合計40,477人)。
- 健診実施機関の拡充については、過去の契約依頼の際に契約に対し前向きな意向を示した実施機関と協会けんぽと契約がある実施機関等を対象に、新規契約の意思をアンケートにより確認する取組を行いました。
- 生活習慣病予防健診の契約がある健診実施機関のうち、船員手帳の健康証明の指定医がいない実施機関に対し、指定医の登録を依頼しました。

ii) 加入者等のニーズを踏まえた巡回健診の拡充(事業報告書 P40)

- 被保険者の乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施しています。2022年度は、新たに下田港(静岡)、浜串港(長崎)で巡回健診を実施しました。
- また、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも実施しており、2022年度は新たに55の会場で巡回健診を行いました。

〈巡回健診の実施状況〉

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
実施回数	331回	339回	320回	331回	347回
受診者数	9,132人	9,147人	8,417人	8,430人	7,924人

iii) 健診費用補助の拡大(事業報告書 P40)

- 女性の受診率向上のため、2022年度からは、生活習慣病予防健診のオプション健診のうち、乳がん検診、子宮頸がん検診の費用を全額補助することとしました。船員保険の被扶養者については女性が多い傾向にあり、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率が向上し、2022年度は被扶養者の生活習慣病予防健診の受診者が増えました。

iv) 船員手帳の健康証明書データの取得(事業報告書 P41)

- 2022年度は、健康証明書データの提供しやすい仕組みを構築するため、船員手帳の健康証明書データを画像でアップロードできるシステムを導入しました。その上で、2022年11月に2,952の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、2023年2月に文書による再依頼(2,508件)と電話による提出勧奨(1,688件)を行いました。
- 国土交通省海事局に働きかけを行い、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを船員保険部に提供するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

v) 被扶養者に対する取組(事業報告書 P41~42)

- 被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体(むつ市、長門市、萩市)と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにしています。
- 協会けんぽの各支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう5支部(青森、岩手、長崎、愛媛、大分)と調整を行い、長崎を除く4支部と連携し、集団健診を実施しています。2022年度は、愛媛県今治市、松山市では集団健診を2回実施したため、この地域にお住いの船員保険の被扶養者に対し、集団健診の案内を2回行いました。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 特定保健指導の実施率の向上

事業計画

- 特定保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。
- 特定保健指導実施率の向上を図るため、その実施による改善効果に留意しつつ、ICTの活用拡大方策等を講じる。
- 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。
- ICTを活用した特定保健指導の利用を促進する。

【KPI】

- ① 被保険者の特定保健指導実施率を28.0%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を24.7%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【重要度: 高】

【重要度の理由】

- 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(30%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

【困難度の理由】

- 船員の働き方として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうことから、保健指導を受ける機会を調整しづらく、また、事業主の健康管理（健診結果の保管）が法律で義務付けされておらず、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき船舶所有者に健診結果の提供を求めることが難しく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2022（令和4）年度のKPIは以下のとおり。

- ① 被保険者の特定保健指導実施率を28.0%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を24.7%以上とする

※ 加入者全体(①～②)の目標値は27.7%

- 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

①被保険者の特定保健指導実施率 13.7%(対計画値48.9%)

②被扶養者の特定保健指導実施率 21.8%(対計画値88.3%)

※ 加入者全体(①～②)の実施率は23.9%

- 被保険者と被扶養者を合算した2022年度の加入者全体の実施率（第三期特定健康診査等実施計画に基づく）は23.9%となり、対計画値86.5%であるため困難度も加味し、**特定保健指導の実施率の向上の自己評価は「B」とする。**

- なお、特定保健指導の実施率の向上を図るため、以下の取組を実施している。

- ・ 健診当日の初回面談の分割実施やICTによるオンライン面談の案内を積極的に行い、また、巡回健診時に保健師が同行して初回面談を行い、実施率の向上に努めた。〔初回面談分割実施数 882件（前年度比19%増） ICT面談件数 298件（前年度比42%増）〕
- ・ 特定保健指導の案内プロセスを見直し、2021（令和3）年度以前より、1.5か月早く案内できるように改善し、特定保健指導の申し込みについては、スマートフォンを利用してオンラインで申し込みできる仕組みを構築した。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P42～44)

- 2022(令和4)年度は、健診実施機関において、健診当日の初回面談の分割実施を積極的に行ったほか、巡回健診実施時に保健師等が同行し初回面談を行い、実施率の向上に努めました。また、特定保健指導の利用券発送の業務プロセスを見直し、健診当日に初回面談が実施できなかった方については、2021(令和3)年度以前より1.5月早く案内できるよう改善しました。
- 新規の取組としては、利用券発送後に対象者への電話による利用勧奨を行いました。利用勧奨にあたっては、利用者の利便性向上及び新型コロナウイルス感染防止の観点から、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による特定保健指導を積極的に案内し、2022年6月からは、申込みもオンラインで行えるよう整備しました。
- 初回面談の分割実施件数は、2021年度と比べて142件増の882件、また、ICTを利用した特定保健指導の実施件数は、2021年度と比べて88件増の298件となりました。

〈初回面談の分割実施とICTを利用した特定保健指導の実施状況〉

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
初回面談分割実施数	594	687	740	882
ICT利用面談数	4	191	210	298

- 被保険者の特定保健指導実施率は、2021年度と比べて0.7%ポイント増の13.7%となりましたが、KPIは達成できませんでした。また、被扶養者の特定保健指導実施率も、2021年度と比べて0.7%ポイント減の21.8%となり、KPIを達成できませんでした。

〈生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績〉(事業報告書 P44)

		2020年度		2021年度		2022年度		2021年度比	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 (被保険者) 40～74歳		[対象者] 35,617人 [受診者] 15,133人	42.5%	[対象者] 35,031人 [受診者] 15,743人	44.9%	[対象者] 34,058人 [受診者] 15,812人	46.4%	69人	1.5%
船員手帳健康証明書 データ取得率 40～74歳		[対象者] 35,617人 [受診者] 8,807人	24.7%	[対象者] 35,031人 [受診者] 7,516人	21.5%	[対象者] 34,058人 [受診者] 6,085人	17.9%	▲ 1,431人	▲3.6%
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳		[対象者] 4,779人 [受診者] 2,328人	48.7%	[対象者] 4,712人 [受診者] 2,348人	49.8%	[対象者] 4,724人 [受診者] 2,354人	49.8%	6人	0.0%
特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳		[対象者] 20,380人 [受診者] 4,969人	24.4%	[対象者] 19,416人 [受診者] 5,197人	26.8%	[対象者] 18,071人 [受診者] 5,219人	28.9%	22人	2.1%
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	[対象者] 9,357人 [受診者] 1,639人	17.5%	[対象者] 8,609人 [受診者] 1,770人	20.6%	[対象者] 7,924人 [受診者] 1,676人	21.2%	▲ 94人	0.6%
	3か月後 評価	1,027人	11.0%	1,121人	13.0%	1,088人	13.7%	▲ 33人	0.7%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	[対象者] 569人 [受診者] 156人	27.4%	[対象者] 560人 [受診者] 137人	24.5%	[対象者] 510人 [受診者] 146人	28.6%	9人	4.1%
	3か月後 評価	118人	20.7%	126人	22.5%	111人	21.8%	▲ 15人	▲0.7%

※1 生活習慣病予防健診を含む特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者(独立行政法人等職員被保険者を除く。)を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としている。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ 加入者の健康意識向上に対する支援

事業計画

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、2022(令和4)年度は、2022年4月から2023(令和5)年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ(証明日が2022年度中のもの)の提供があった方、合計9,138人に健康リスクに応じた情報提供を行い、2021(令和3)年度と比べて受診率が0.2%ポイント上昇し、情報提供について一定の効果があった。
・情報提供リーフレット送付者数: 9,138人[うち医療機関への受診勧奨1,048人、送付後6か月以内(2022年3月末時点)に16.0%の方が医療機関を受診]
- 「船員保険健康アプリ」の運用を2022年11月より開始した。本アプリは、健診結果と健診結果に合わせた個別アドバイスの閲覧、医師や著名人から信頼性のある多彩な健康情報の配信や船員保険部から制度改正等の最新情報を配信するほか、歩数の記録ができる等の健康づくりに有用な機能が多く備わっており、積極的に周知・広報した結果、アプリ登録者数は2023年3月末時点で394名となった。
- 以上より、新型コロナウイルス感染症の影響によりヘルスツーリズムの試行的な実施については見送ったが、医療機関への受診勧奨の効果も上がり、新たに開始した「船員保険健康アプリ」の登録者数も順調に推移するなど、加入者の健康意識の向上に一定の効果を与えたため、目標の水準は満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P45～47)

i) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供(事業報告書 P45)

- 生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しています。
- 2022(令和4)年度は、2022年4月から2023(令和5)年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ(証明日が2022年度中のもの)の提供があった方、合計9,138人に、以下の5つの健康リスク(①速やかに医療機関を受診していただきたい方、②継続して医療機関を受診していただきたい方、③特定保健指導(積極的支援)を受けていただきたい方、④特定保健指導(動機づけ支援)を受けていただきたい方、⑤まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方)に応じた情報提供を行いました。
- 医療機関への受診勧奨を行った1,048人(上記健康リスクの①、②)のうち、2023年3月末時点で16.0%にあたる168人について医療機関の受診が確認でき、受診率は2021(令和3)年度と比べて、0.2%ポイント上昇しました。

ii) 船員保険健康アプリの導入(事業報告書 P46)

- 生活に身近な存在となっているスマートフォン等のアプリを通じて、健診結果に対する理解促進を図り、ヘルスリテラシーの一層の向上を促す「船員保険健康アプリ」の運用を2022年11月より開始しました。
- アプリの運用開始後、全ての船舶所有者へチラシとポスターを送付するとともに、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、リーフレットへの掲載等の船員保険部が持つ様々な広報チャンネルを活用して周知した結果、アプリ登録者数は2023年3月末時点で394名となっています。

iii) 船員のための健康づくり冊子「ヘルスコンパス」の作成・配付(事業報告書 P46)

- 船舶所有者及び被保険者のヘルスリテラシーの一層の向上を目的として、船員のための健康づくり冊子「ヘルスコンパス」を6年ぶりに作成し、全ての船舶所有者(4,104部)と被保険者(57,049部)へ配付しました(合計61,153部)。

iv) 電話健康相談の実施(事業報告書 P47)

- 加入者の健康づくりをサポートするため、健康やメンタルヘルスについて気軽にご相談いただける「船員保険電話健康相談」を実施しています。また、2022年度はLINEの公式アカウントを開設し、LINEを入り口にしたチャット相談サービスを新たに提供することで加入者の利便性の向上に努めました。
- 利用案内カードを作成し保険証に同封したほか、利用案内マグネットを作成し全ての船舶所有者及び被保険者へ配付、ホームページや関係団体の機関誌等を通じて広報を行いました。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

④ 加入者の禁煙に対する支援

事業計画

- 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。

【KPI】

オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を120人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【重要度: 高】

【重要度の理由】

- オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。

【自己評価の理由】

- 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。
オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を120人以上とする
- 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。
オンライン禁煙プログラム参加者における終了者 126人(対計画値105.0%)
- 以上、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

○ なお、加入者の禁煙に対する支援のため、以下の取組を実施している。

- ・ 2022年度は、5月の世界禁煙デーに合わせて全ての被保険者へダイレクトメールを送付するとともに、8月に船舶所有者向けの船員保険通信にポスターを同封し送付する等、参加者を積極的に募集した。
- ・ プログラム終了間近で面談予約がなされていない参加者に対して面談を勧奨する文書を送付し、プログラム終了者の確保にも努めた。

i) 禁煙支援に関する情報提供等(事業報告書 P48)

- プログラム参加者は通年で募集を行っており、2022(令和4)年度は、5月の世界禁煙デーに合わせて全ての被保険者(55,929人)へダイレクトメールを送付するとともに、8月に船舶所有者向けの船員保険通信にポスターを同封し送付する等、参加者の募集を行いました。
- プログラム終了間近で面談予約がなされていない参加者に対して面談を勧奨する文書を送付し、プログラム終了者の確保にも努めました。
- 2022年度中にプログラムを終了した方は、2023(令和5)年3月末時点で126人とKPI(オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者120人以上)を達成しました。また、プログラム終了者のうち73の方が禁煙に成功し、禁煙成功率は約57.9%となりました。
- 禁煙支援に関する情報提供として、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した5,162人に、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付するとともに、オンライン禁煙プログラムの周知を行いました。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑤ 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

事業計画

- 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題(血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等)を見える化した情報を提供する。
- 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 船舶所有者等の健康意識の向上を図るため、以下の取組を実施した。
 - ・ 健診結果データ等から自社船員の健康課題等をわかりやすく可視化した「健康度カルテ」を、691の船舶所有者へ送付し自社船員の健康づくりへの動機付けを図った。
 - ・ 船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施した。船舶所有者や参加される被保険者の要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、生活習慣病対策、メンタルヘルス対策をテーマとし実施し、受講後のアンケート結果では高い満足度を得た。(出前健康講座: 19回実施、466人参加(前年度3回実施、46人参加))
 - ・ 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講座の提供も併用しつつ、メンタルヘルス対策等を中心とした健康づくりに関する特別講義を実施し、高い満足度を得た。
- 船舶所有者に自社船員の健康課題を認識させて健康づくりへの動機付けを行った結果、「船員の健康づくり宣言」のエントリー数も増えており、将来船員となる海上技術学校等の船員養成機関の学生のヘルスリテラシーを高めたことから、目標の水準は満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P49~52)

i) 健康度カルテの作成・配付(事業報告書 P49)

○ 船舶所有者が自社船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成しており、2022(令和4)年度は、健診結果等に基づき①重篤疾病リスク②生活習慣病リスク③生活習慣④健康診断・特定保健指導の4つの項目により、船舶所有者単位で会社の健康度を判定し、その結果を691の船舶所有者に送付しました。

〈健康度カルテサンプル〉

健康度カルテ

貴社の健康度

貴社船員が対象となる健診結果に基づき「重篤疾病リスク」「生活習慣」「生活習慣病リスク」「健康診断・特定保健指導」の4つの項目に関する判定を行います。判定結果は「A」「B」が判定された項目は、貴社の健康課題となります。結果を受けとることが第一です。今年度も貴社の加入船員に送付させていただきます。

判定項目	判定結果
①重篤疾病リスク	1点
②生活習慣	2点
③生活習慣病リスク	3~4点
④健康診断・特定保健指導	5~6点

全国健康保険協会
健康事業部

①重篤疾病リスク

船員全体の健康意識や業務内容により人間は重篤な疾病を患うリスクがあります。重篤な疾病を患うと、生活や仕事に支障をきたす可能性があります。健康診断の結果を参考に、生活習慣や業務内容を見直し、健康を維持してください。

判定: 重篤な疾病を患うリスクが低い
185社
691社

医療機関未受診の船員
(すでに医療機関の受診が必要)

8人
重篤疾病・健診受診率 18% 人の9%

重篤な疾病で入院した場合の医療にかかるとの自費の目安!
(入院1ヶ月目安、自費負担目安)

脳血管疾患 約16万円
心疾患 約71万円

貴社船員の生活習慣病による受診状況

生活習慣病は船員の手数料を過半数で占める病態です。健康づくりには生活習慣病を予防することが大切です。

病種 (人)	船員1年別	船員2年別	船員3年別
糖尿病	13人	12人	13人
高血圧	0人	0人	0人
脂質異常症	93人	77人	68人
肥満	0人	0人	0人
総計	727人	537人	494人

※上記の数値は船員個人単位で集計したものです。

船員健康からアドバイス

脳血管疾患や心疾患などの重篤な疾病は、健康診断が検出できずとも、自覚症状がなくても発症する場合があります。大切な人材を失わないために再検査等の受診を受けましょう。

健康度判定: 54人中、46%が50代未満
- 糖尿病発症率: 0%
- 高血圧発症率: 10%
- 脂質異常症発症率: 10%
- 肥満発症率: 10%

※本表は貴社の加入船員に関する健康診断結果に基づいています。

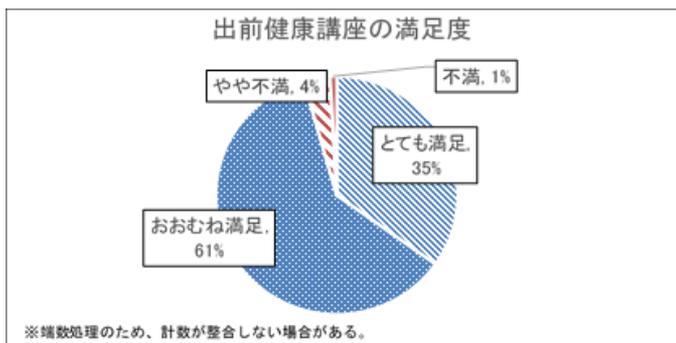
【事業計画の達成状況】(事業報告書 P49～52)

ii) 出前健康講座の実施(事業報告書 P50～51)

- 2022年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限が一定程度緩和され、2021(令和3)年度より広報の回数を増やした結果、申込み数が増加し年間19回(前年度比16回増)実施しました。

〈出前健康講座の実施状況〉

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
実施回数	26回	25回	32回	33回	5回	3回	19回
参加人数	1,114人	1,265人	1,271人	1,253人	182人	46人	466人



3回

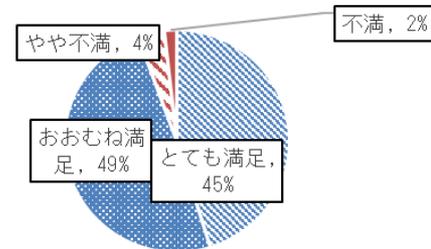
iii) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催(事業報告書 P51～52)

- 今後船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルスに関する特別講義を開催しました。
- 2022年度は、2021年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講座の提供も併用しつつ、海上技術学校等や東海大学海洋学部で計23回実施(うち13回は練習船内で実施)し、1,082人の学生に受講していただきました。

〈特別講義の実施状況〉

開催場所	開催日	人数
①練習船日本丸（1回目）	2022年4月19日	56人
②練習船日本丸（2回目）	2022年4月19日	56人
③練習船銀河丸	2022年5月16日	37人
④練習船大成丸（1回目）	2022年5月27日	74人
⑤練習船大成丸（2回目）	2022年5月27日	41人
⑥練習船海王丸	2022年5月28日	42人
⑦練習船青雲丸	2022年5月30日	84人
⑧海技大学校（1回目）（兵庫県）	2022年9月9日	13人
⑨国立館山海上技術学校（千葉県）	2022年10月14日	35人
⑩国立小樽海上技術短期大学校（北海道）	2022年11月21日	38人
⑪国立唐津海上技術学校（佐賀県）	2022年12月1日	43人
⑫国立口之津海上技術学校（長崎県）	2022年12月9日	24人
⑬海技大学校（2回目）（兵庫県）	2022年12月9日	33人
⑭国立波方海上技術短期大学校（愛媛県）	2022年12月14日	85人
⑮国立清水海上技術短期大学校（静岡県）	2022年12月19日	107人
⑯国立宮古海上技術短期大学校（岩手県）	2022年12月20日	41人
⑰東海大学海洋学部（静岡県）	2023年1月18日	17人
⑱練習船大成丸	2023年2月9日	51人
⑲練習船大成丸	2023年2月9日	51人
⑳練習船銀河丸	2023年2月10日	38人
㉑練習船青雲丸	2023年2月17日	51人
㉒練習船青雲丸	2023年2月17日	50人
㉓練習船海王丸	2023年2月17日	15人
合計		1,082人

特別講義の満足度



3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥ 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

事業計画

○ 令和3年度にスキームを見直した「プロジェクト“S”」(船員保険コラボヘルス)により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。

【KPI】「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数を90社以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : S

【重要度: 高】

【重要度の理由】

○ 未来投資戦略2018において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

【困難度: 高】

【困難度の理由】

○ 船員の健康管理等は法制化されておらず、また、令和元年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。

【自己評価の理由】

○ 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。

「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数を90社以上とする

○ 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数 110社(対計画値122.2%)

○ 以上、達成状況を判断基準に照らし合わせると、自己評価は「A」となるが、困難度を高く設定した項目について、KPIを大きく達成していること(対計画値122.2%)に加え、船員の健康づくりに取り組む意義や重要性等について、船舶所有者の理解を深めていただくために国土交通省や船員災害防止協会等の関係機関とこれまで以上に連携した結果、例えば国土交通大臣が作成する令和5年度船員災害防止実施計画において「船員の健康づくり宣言」等を国も推進する旨が初めて明記される等、内容的にも次年度以降の取組みに繋がる顕著な成果が得られていることから、自己評価は「S」とする。

○ なお、2022年度に実施した主な取組は以下のとおり。

- ・ 国土交通省と船員の健康づくりに関して強力に連携を進めた結果、国土交通大臣が作成する令和5年度船員災害防止実施計画(2022年度作成)において、船員保険部の「船員の健康づくり宣言」等を国も推進する旨が初めて明記された。
- ・ 改正船員法施行規則等の内容や船員の健康づくりの重要性、船員保険部の取組内容を広く周知するため、船員保険部、国土交通省、株式会社商船三井の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、日本海事新聞で特集いただいた(2023(令和5)年3月31日)。
- ・ 前述の鼎談記事を別途紙媒体化し、「船員の健康づくり宣言」参加申込書や国土交通省の「船員の健康確保・働き方改革」周知用チラシ等を同封した上で、「船員の健康づくり宣言」に参加されていないすべての船舶所有者へ送付した(2023年3月)。
- ・ また、上記鼎談記事等の送付に際しては、船員保険部が実施している「船員の健康づくり宣言」に取り組む意義やメリット等への理解を深めてご活用いただけるよう、すでにエントリーされている船舶所有者の取組を好事例として紹介した冊子も制作し同封した。

- ・ メールマガジンにおいて、これまでの船員保険部からの「船員の健康づくり宣言」や健康情報等のお知らせに加えて、船員の働き方改革や健康確保等に関する記事を国土交通省作成のもと掲載し、船員の健康づくりの必要性について広く周知した(2023年3月から)。
- ・ 船員の健康づくりを進めることによる船舶所有者のメリットを、より直ちに具体化し実感いただくため、健康経営優良法人認定の申請サポートを行う等、最終的には当該認定も目指すスキームに経済産業省とも調整しながら見直した。
- ・ 上記に関連し、船員の求人票において、船舶所有者が「健康経営優良法人認定」をPRできるよう国土交通省と調整した。結果、国土交通省から地方運輸局への通達が改正され、求人票企業PRの例示として「健康経営優良法人認定」が記載されるとともに、業界団体にも新様式が送付された。
- ・ コロナ禍においても国土交通省や船員災害防止協会が主催するイベントにおいて積極的に講演を実施し、「船員の健康づくり宣言」に対する船舶所有者の理解促進を図り、参加を呼び掛けた。

iii) 船員災害防止実施計画での紹介（事業報告書 P55）

○ 国土交通大臣が作成する令和5年度船員災害防止実施計画において、船員保険部の「船員の健康づくり宣言」等を国も連携して推進する旨が初めて明記されました。

iv) 「船員の健康づくり宣言」のご案内等の送付(事業報告書 P55)

○ 船員保険部が実施している「船員の健康づくり宣言」に取り組む意義やメリット等への理解を深めてご活用いただけるよう、すでにエントリーされている船舶所有者の取組を好事例として紹介した冊子や、日本海事新聞に掲載された「船員の健康づくり宣言」に関する鼎談記事等を、改正船員法施行規則等の施行に合わせてエントリーされていない船舶所有者へ送付しました。



3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦ ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。

【KPI】ジェネリック医薬品使用割合(※)を84.0%以上とする

*医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」:令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」:令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」:令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」:令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」:令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : A

【重要度:高】

【重要度の理由】

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度:高】

【困難度の理由】

○ 一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

【自己評価の理由】

- 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。
ジェネリック医薬品使用割合を84.0%以上とする

- 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。
ジェネリック医薬品使用割合 84.6%(対計画値100.7%)

- 以上、達成状況を判断基準に照らし合わせると、自己評価は「B」となるが、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることから困難度を「高」と設定したことを踏まえ、評定を一段階引き上げて自己評価を「A」とする。

- なお、2022年度はジェネリック医薬品軽減額通知の発送を止め、一般的に処方される先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の例や、船員の特性的話等を記載したリーフレットによるジェネリック医薬品軽減額広報を実施したほか、ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを保険証の新規交付時に同封して配付する取組を行い、ジェネリック医薬品の使用促進を図った。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P56～58)

i) ジェネリック医薬品軽減額広報の実施(事業報告書 P57～58)

- 2022年度はジェネリック医薬品軽減額通知の発送を止め、一般的に処方される先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の例等を記載したリーフレットによる広報を実施しました。
- リーフレットには、長期乗船に伴う長期処方を受ける場合に、ジェネリック医薬品が選ばれる割合が高いこと等の船員特有の分析結果を記載する等、これまで以上に使用促進を図るため、船員の実態を踏まえた工夫を行いました。

ジェネリック医薬品に切り替えませんか?

1 今更な医師も処方してくれたり、私も負担が軽くなるかもしれません。今は物価も高くなっています。ジェネリック医薬品は、お薬の質も高いですよ。

2 もしも、ジェネリック医薬品が品質や安全性が劣るものがあるとしたら、医師も処方してくれないと思います。

3 ジェネリック医薬品は、お薬の質も高いですよ。お薬の質も高いですよ。お薬の質も高いですよ。お薬の質も高いですよ。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、医療費の自己負担を軽減できる可能性があります！

先発薬	ジェネリック薬	自己負担額
トランサミン錠500mg	トランサミン錠500mg	6,500円(税別)
プレグミン錠60mg	プレグミン錠60mg	5,500円(税別)
セルドリン錠300錠	セルドリン錠300錠	3,700円(税別)

一度に長期間のお薬を処方されている方へ

長期乗船等のため、一度に何日分もお薬がまとめて処方される(処方日数が長い)場合は、ジェネリック医薬品に切り替えていただくことで、高額なお支払いの軽減をより実現できます。

処方日数が長い(10日以上)処方されているジェネリック医薬品の割合は、処方日数が短い(10日未満)処方されているジェネリック医薬品の割合よりも高くなっています。

処方日数が長い(10日以上)	処方日数が短い(10日未満)
ジェネリック医薬品の割合: 79.3%	ジェネリック医薬品の割合: 13.2%

ジェネリック医薬品とは

先に開発された薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って他の製薬会社で製造販売する医薬品です。**有効性・安全性・品質が同等**であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っており、薬の小販化や飲み易くするなどの改良も受けられます。

医療費負担軽減につながります

薬の開発には開発とコストがかかりますが、ジェネリック医薬品は先に他社で開発された薬をベースに製造しているため、一般的に**価格が安く**抑えられています。そのため医療機関や薬局でジェネリック医薬品を選択すれば、医療費の窓口負担軽減につながります。現在、多くの方がジェネリック医薬品を選択しておられます。ご家族にもおすすめてください。

ジェネリック医薬品にするには

ご希望の場合は、医師や薬剤師にジェネリック医薬品に切り替えできるかご相談ください。

ジェネリック医薬品の供給状況について

※同一ジェネリック医薬品にのみ限り、供給不足や供給が途切れており、切り替え先発薬でも無い場合があります。切り替え先発薬の場合は、医師が処方薬とよく相談ください。

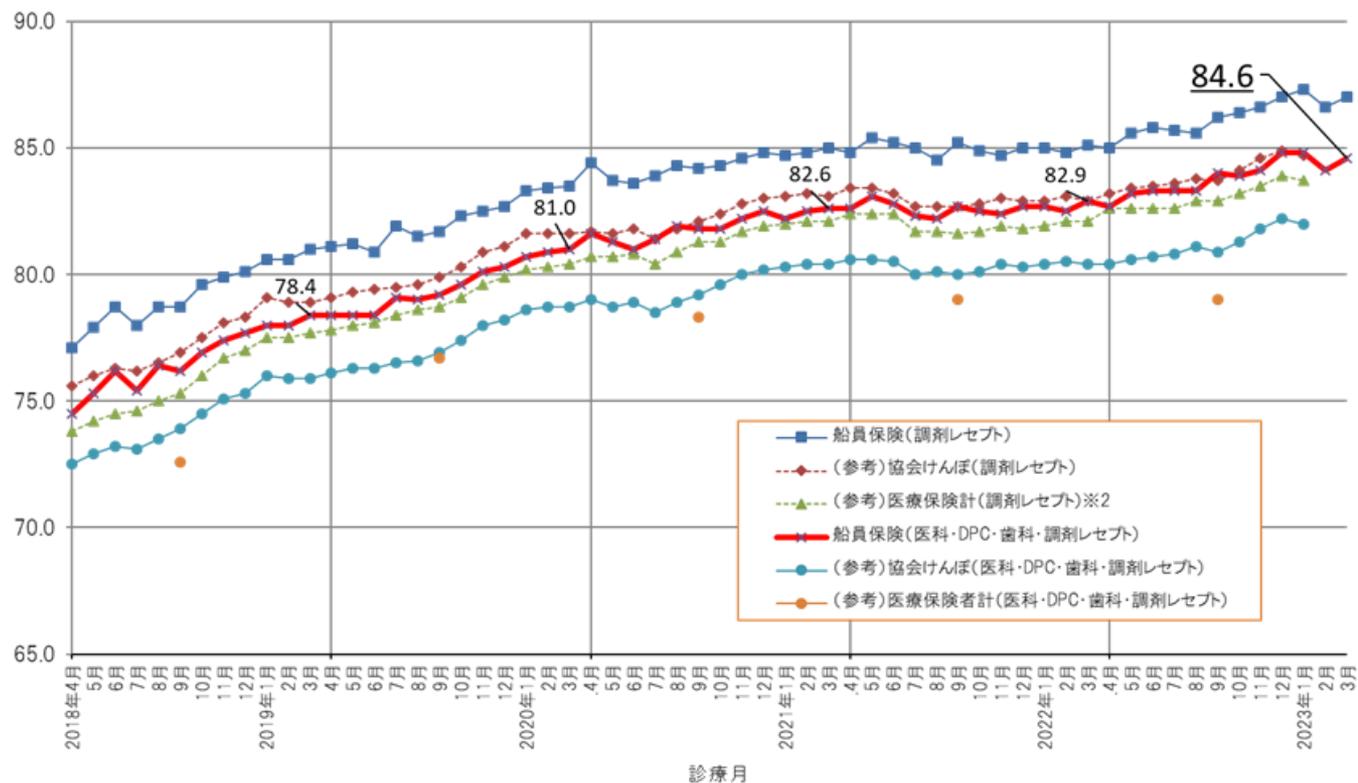
全国健康保険協会 03-6862-3060 0570-300-800

ii) シールの配付(事業報告書 P58)

- ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを保険証の新規交付時に同封して約37,000枚を配付する取組を行いました。

(事業報告書 P57)

<ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)>



※1. 「新指標」とは、〔後発医薬品の数量〕／〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」によります。
 ※2. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べです。
 ※3. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなる場合があります。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑧ 情報提供・広報の充実

事業計画

- 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- 加入者の利便性を高めるため、SNS等の利用について検討する。
- 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
- 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。

【KPI】

- ① メールマガジンの配信数を1,000人以上とする
- ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和4年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和4年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和4年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和4年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和4年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2022(令和4)年度のKPIは以下のとおり。
 - ① メールマガジンの配信数を1,000人以上とする
 - ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI: 1,219,376件)

○ 上記KPIに対する実績値及び達成状況は以下のとおり。

① メールマガジン配信数 1,035人(対計画値103.5%)

② ホームページへのアクセス総件数 1,241,586件(対計画値101.8%)

○ 以上、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

○ なお、情報提供・広報の充実のため、以下の取組を実施している。

- ・ 船員保険制度の説明パンフレットを協会けんぽ支部の窓口や関係機関の窓口に設置するとともに、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する納入告知書に船員保険の情報を盛り込んだチラシを同封した。
- ・ 船員保険の運営状況、決算状況等を記載した「船員保険通信」をすべての被保険者及び船舶所有者へ送付した。
- ・ 業界誌2紙(日本海事新聞、水産経済新聞)に定期的に広報を掲載するとともに、関係団体の機関誌等に船員保険の取組に関する広報を掲載した(延べ168回掲載)。
- ・ メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行ったほか、各種アンケートのweb回答フォームにメールマガジンの登録案内を入れた。
- ・ 船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会を開催した。2022年度は、2021年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からZoomを使用したオンライン形式により計4回開催した。2022年9月に適用する被保険者数が全国で最も多い日本年金機構新宿年金事務所と合同で、新宿年金事務所管轄の船舶所有者を対象に開催した。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P58～64)

i)、ii)、iii)、iv)(事業報告書 P58～61)

- 新たに船員保険に加入された方等への情報提供を目的として、船員の健康づくりや船員保険制度の概要、利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました。
- 日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行いました。
- 船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、保険証と一緒に携帯できる大きさの、給付内容等について説明したリーフレット「船員保険のしおり」を保険証を送付する際に同封しました。
- 加入者及び船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年度作成し、2022年度は9月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

〈広報パンフレット等〉

令和5年度版

船員とその家族の健康づくり等々を支援する

船員保険のご案内

加入者の皆さまに、大切な健康づくりや保険料の支払い方法などをお知らせいたします。

それは、大切な人のために。

CONTENTS

- 船員保険のしくみ P02
- 健康づくり P03
- 健康づくりサポート P04
- 労務 P05
- 労務 P06
- 船員保険のしくみ P06-07
- 保険料 P08-09
- 船員保険のしくみ P10
- 船員保険のしくみ P11
- 船員保険のしくみ P12

加入者の皆さまが健康づくりを支援する。大切な健康づくりや保険料の支払い方法などをお知らせいたします。

全国健康保険協会 船員保険

〒102-8581 東京都千代田区芝2-2-2 スタービルディング14階
TEL: 03-6624-0900
https://www.kyokaikenpo.or.jp/tenpo

スマホが「うみかめ」会員募集中!

QRコード: PICK UP情報 船員保険のしくみ

令和5年3月 船内に掲示してください!

船員保険丸

令和5年度の健診受診券をお送りします

船員保険では、日々の健康状況が確認できる健康診断(生活習慣病予防健診)の受診券を3月末にお送りします。令和5年度の健康診断は、充実した検査内容の生活習慣病予防健診をぜひご利用ください。船員とそのご家族の皆さまにお伝えください。

対象となる方
船員保険にご加入中の35歳～74歳の方

令和5年2月～令和6年3月
健康診断料を免じた35歳～74歳の方

※健康診断料はご加入の方のみ

充実 豊富ながん検診

生活習慣病予防健診はがん検診がセット。がん検診を数人で受けるがん検診を無料で行うことができます。

胃がん検診
バリウムを数人で受けるがん検診を無料で行うことができます。

肺がん検診
胸部レントゲン検査が無料で行われます。

大腸がん検診
検診料に保険が適用されません。

50歳以上の検査もご提供
がんの発症が多くなる年齢の方には、がん検診の2回で検査を受けるより、1回で検査を受けることができます。

がん検診の種類

- 胃がん検診: 胃がん検診料 4,936円
- 肺がん検診: 肺がん検診料 926円
- 大腸がん検診: 大腸がん検診料 無料
- 子宮頸がん検診: 子宮頸がん検診料 無料

お知らせ
三浦保険(サポートあさひ)は、令和5年3月21日まで受診料を3ヶ月間無料にする予定です。令和5年4月1日より、三浦保険の健康診断(がん検診)として、民権1でがん検診がご利用いただけるようになります。

民権 できく荘
046-881-4778
神奈川三浦市三浦町1783
船員保険に加入の方のみの受付です。
10,000円(税込)の検診料が戻ります!

加入者の皆さまに、全国健康保険協会船員保険部を結ぶコミュニケーションペーパー

船員保険通信 2022

令和4年9月発行

CONTENTS

- 健康診断のご案内 P.2
- 健康づくりサポートのご案内 P.3
- 労務サポートのご案内 P.4
- 労務サポートのご案内 P.5
- 給付内容のご案内 P.6-7
- 船員保険料滞り延滞の加入について P.8
- 制度の改正について P.9
- 船員保険の決算について P.10
- 船員保険の事業について P.11
- 船員保険からのお知らせ P.12

前年度の船員保険事業の概況やお知らせなど様々な情報をご案内します!

お見逃しなく!

全国健康保険協会 船員保険

vi) ホームページやメールマガジンでの広報(事業報告書 P62~63)

- 2022年度のホームページの総アクセス件数は、2021(令和3)年度と比べて22,210件増の1,241,586件(3,402件/日)となり、KPIを達成しました。
- メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者及び船舶所有者を中心とした会員に、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。
- メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行ったほか、各種アンケートのweb回答フォームにメールマガジンの登録案内を入れた結果、2023(令和5)年3月末現在の配信数は1,035人となり、KPI(メールマガジンの配信数1,000人以上)を達成しました。

vii) 事務説明会(事業報告書 P63)

- 船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会を開催しました。2022年度は、2021年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からZoomを使用したオンライン形式により計4回開催しました。
- 2022年9月のオンライン説明会は、船員保険部で初めて、日本年金機構新宿年金事務所と合同で、新宿年金事務所管轄の船舶所有者を対象に開催しました。

〈事務説明会の開催状況〉

	開催月	テーマ	参加人数
1回目	2022年6月28日	下船後の療養補償制度/健康診断、保健指導/船員の健康づくり宣言	112人
2回目	2022年9月16日	取得、喪失、賞与の各種届書/疾病任意継続保険制度/新型コロナウイルス感染症での傷病手当金/船員の健康づくり宣言	62人
3回目	2022年12月2日	新型コロナウイルス感染症での傷病手当金/医療が高額になったとき/船員の健康づくり宣言	89人
4回目	2022年12月7日	新型コロナウイルス感染症での傷病手当金/医療が高額になったとき/船員の健康づくり宣言	101人

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑨ 調査・研究の推進

事業計画

- 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用について外部の知見を取り入れながら研究を進める。
- 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を一元的に管理できるデータベースの構築を進める。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 協会への業務移管以降、船員保険部では数値の集計等に時間と労力を割いているという非効率な状況があったため、2022(令和4)年度に医療費等集計分析ツール(BIツール)を導入することにより、作業等の効率化を図った。
- また、当該ツールを用いて、以下の分析を実施した。
 - ・ 2021(令和3)年度のレセプトデータを使用して、船員の長期処方者におけるジェネリック医薬品選択割合を算出した上で、ジェネリック医薬品の使用促進に係る広報リーフレットに掲載し、医療費のお知らせと併せて送付した。船員は、長期間に渡って乗船勤務に就く場合が多いことから、必要最小限の範囲において、1回180日分を限度として薬剤を処方できることが厚生労働省令で定められており、長期乗船前に多くの薬を処方される際に、ジェネリック医薬品を選択することで、より薬代の負担軽減を実感してもらえること、また、現時点においても長期処方の際にジェネリック医薬品を選択されている方が多いという分析結果を周知することで、より効果的に広報を実施することができた。
 - ・ 2021年度のレセプトデータ及び健診結果データを使用して、船員の歯科受診状況等の簡易分析を行い、船員保険被保険者(船員)の特徴として、歯科受診率が他の健康保険の平均と比較して低い傾向にあることがわかった。また、歯科受診率が低い傾向にあることに関連するように、他の健康保険の平均と比べて咀嚼状況がよくない傾向にあることもわかった。これらの状況を踏まえ、今後に向けて本格的な分析を行う。
- 以上より、BIツールの導入で、効率的に船員特有の課題等を分析できる環境を整え、その分析で得られた結果を事業に活かしたことから、目標水準を満たしているとし、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P64～66)

i) 長期処方者におけるジェネリック医薬品選択割合の状況(事業報告書 P64)

○ 2021(令和3)年度のレセプトデータを使用して、船員の長期処方者におけるジェネリック医薬品選択割合を算出した上で、ジェネリック医薬品の使用促進に係る広報リーフレットに掲載し、医療費のお知らせと併せて送付しました。

ii) 2021年度の歯科受診状況等の簡易分析について(事業報告書 P65～66)

○ 2021年度のレセプトデータ及び健診結果データを使用して、船員の歯科受診状況等の簡易分析を行いました。船員保険被保険者(船員)の特徴として、歯科受診率が他の健康保険の平均と比較して低い傾向にあることがわかりました。また、歯科受診率が低い傾向にあることに関連するように、他の健康保険の平均と比べて咀嚼状況がよくない傾向にあることもわかりました。

